

三朝町国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月29日

三朝町長

三朝町規則第10号

三朝町国民健康保険規則の一部を改正する規則

三朝町国民健康保険規則（平成27年三朝町規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（限度額適用・標準負担額減額認定等の申請）</p> <p>第10条 省令第27条の14の2第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用認定申請書（様式第15号）によるものとし、<u>省令第27条の14の5第1項</u>の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第16号）によるものとする。</p> <p>（限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかった場合の差額申請）</p>	<p>（限度額適用・標準負担額減額認定等の申請）</p> <p>第10条 省令第27条の14の2第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用認定申請書（様式第15号）によるものとし、<u>省令第27条の14の4第1項</u>の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第16号）によるものとする。</p> <p>（限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかった場合の差額申請）</p>

第11条 省令第27条の14の5第6項の規定により提出する申請書及び限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために政令第29条の4第1項第1号ハに掲げる額を超える額、同項第2号イ若しくはロ又は第3号イからニまでに掲げる額を支払った場合における同項第1号ハ、第2号ハ若しくはニ又は第3号ホを超える額の支給申請書は、国民健康保険限度額適用・標準負担額差額支給申請書（様式第17号）によるものとする。

第11条 省令第27条の14の4第6項の規定により提出する申請書及び限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために政令第29条の4第1項第1号ハに掲げる額を超える額、同項第2号イ若しくはロ又は第3号イ若しくはロに掲げる額を支払った場合における同項第1号ハ、第2号ハ若しくはニ又は第3号ハを超える額の支給申請書は、国民健康保険限度額適用・標準負担額差額支給申請書（様式第17号）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。